

# パーム油発電の問題

## 一経済産業大臣、資源エネルギー庁長官へ申し入れを行いましたー

ウータン・森と生活を考える会は、パーム油発電を開始・予定している8社へアンケートを実施し、その結果をもとに、経済産業省、資源エネルギー庁、及び調達価格等算定委員会（再エネ発電事業者の調達価格を検討する委員会）に対し、パーム油を固定価格買取制度の対象から外すことを強く要求する提言書を11月28日に郵送いたしました。

=====申し入れの内容=====

2017年11月28日

経済産業大臣 世耕 弘成殿  
資源エネルギー庁長官 日下部 聡殿  
調達価格等算定委員会委員長 植田 和弘殿

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の適用から バイオマス発電燃料としての「パーム油」を外すことの申し入れ

現在、生産地での熱帯林及び泥炭地破壊、生態系喪失、地球温暖化への影響が指摘されている「パーム油」が、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を用いたバイオマス発電利用の対象となっており、4割がパーム油、5割がPKS（アブラヤシ殻）由来となっています。

このことは、気候変動対策に致命的な問題をもたらすとともに、日本のエネルギー自給、国内外の森林保全にとっても重大な悪影響が懸念されており、パーム油発電を日本政府が支援することは、パリ協定をはじめとする気候変動問題に立ち向かう国際社会への背反行為であると言えます。

ウータン・森と生活を考える会は、固定価格買取制度によるパーム油発電の事業を開始、または認可を受けたと思われる事業社8社に対して、パーム油発電の熱帯林への影響に対する認識を確認するために、2017年7月から9月の間に、アンケート及びヒアリング調査を行いました。

その結果、熱帯林及び泥炭地破壊によるCO2排出を認識していない企業が大半であることがわかり、現行制度を続ける事は、日本の適切な再生可能エネルギー普及の妨げとなることが懸念されます。

よって、ウータン・森と生活を考える会は、経済産業省、資源エネルギー庁及び調達価格等算定委員会に対し、パーム油を固定価格買取制度の対象から外すことを強く要求します。

#### （補足説明）

本来のバイオマス発電では、産出されたバイオマス資源が再び成長することにより、CO2排出がゼロになると言われています。しかしながら、国連環境計画（UNEP）の資料によれば、土地利用転換を考慮したLCAでは、パーム油由来のバイオマス燃料が排出するCO2は化石燃料の8倍（熱帯林地採時）～20倍（泥炭地破壊時）と指摘されています。

ボルネオ島やスマトラ島など、アジアの熱帯林の最大の環境破壊の原因は、パーム油のためのアブラヤシプランテーション開発にあります。植物油脂として世界最大の生産量であるパーム油は、供給力・価格・加工のしやすさから、スナック菓子・インスタント麺・マーガリン等の加工食品や洗剤・石鹸、化粧品等の製品に幅広く使われています。しかし、大規模農園（プランテーション）開発により、熱帯林の破壊、生物多様性の喪失、森林火災とそれに伴う温室効果ガス排出、地域住民への農業等健康被害、強制労働や児童労働、先住民の土地の剥奪等の人権問題が指摘されています。

パーム油がバイオマス発電と認められることにより、上記の問題がさらに加速されることが非常に懸念されます。故に私たちは、パーム油を固定価格買取制度の対象から外すことを強く要求します。

ウータン・森と生活を考える会  
代表 西岡良夫

賛同団体：認定NPO法人気候ネットワーク  
認定NPO法人環境市民

## パーム油発電の問題-質問状回答の分析-

現在、日本での再生可能エネルギーの固定価格買取制度(\*1)によるバイオマス発電の申請の多くが、東南アジアの熱帯林破壊の原因となっている「パーム油」由来のエネルギー源となっています。最悪の場合、化石燃料の20倍のCO2排出源となるエネルギーが、再生可能エネルギーという名目で私たちの電気料金に上乗せされてしまうということになります。

ウータン・森と生活を考える会は、東南アジアの熱帯林破壊、日本の森林資源の保全への妨げ、気候変動の加速化につながりかねない「パーム油発電」に対して、該当企業へのアンケートをとり、11月28日に経済産業省と資源エネルギー庁に対し、パーム油発電を固定価格買取制度から外すように申し入れを行いました。今後の状況を見守っていきたいと思います。

(\*1) 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源により発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者調達を義務づけることで再エネ普及をめざす制度

### 質問状「パーム油発電事業における熱帯林への影響について」の

#### 企業回答及び考察と提言

2017年11月

2017年7～9月にかけて、ウータン・森と生活を考える会では、再生可能エネルギー固定価格買取制度を用いたパーム油発電事業の開始をした、或いは認可を受けたと思われるバイオマス発電事業者8社に対し、当事業における熱帯林への影響について質問状を郵送しました(7月25日発送、8月25日再発送、9月5日追加発送)。対象企業は、SBエナジー(株)、HISスーパー電力(株)、(株)エナリス、アジアン電力機構(株)、三恵エナジー(株)、クレアジャパン(株)、神栖パワープラント合資会社、及び(株)バイオ電力です。うち6社から回答を得て、内容のまとめと考察を行いました。

#### 【調査目的】

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のバイオマス発電燃料として認定量の大半を占めるパーム油について、熱帯林への影響に関する発電事業者の認識を確認するためにアンケート及びヒアリング調査を行った。

#### 【回答状況】

返 答 あ り	質問事項への回答あり (4社)	2社は紙面回答、1社は「今後事業内容の見直し等もあり口頭回答に留めたい」との希望で電話で回答を聞き取り。残り1社は「弊社回答に関する貴団体の会報含む媒体への掲載や、弊社担当者への直接のヒアリング等につきましては、ご遠慮頂きますよう宜しくお願い申し上げます。」との要請があったため、当社の回答内容は本文書におけるカウント・考察から除外。
	質問事項への回答なし (2社)	各社「現在パーム油発電事業は検討していない」、「機材販売のみで該当事業無し」という返答
返答なし(2社)		

## 【回答結果のまとめ及び考察】

- (1) 1 社が「パーム油発電事業から撤退する」と回答。ウェブサイトを確認したところ、同社は再生エネルギーの利用・普及が安価（8年で8割減）になった風力発電や太陽光発電を含む複数の再生可能エネルギー発電事業を展開しており、パーム油発電事業以外を主力としていることが見受けられた。
- (2) 3社が、Q2のパーム油の原料であるアブラヤシの農園拡大が熱帯林や泥炭湿地の破壊を引き起こしていることについて「知っている」と答えたものの、Q3の農園拡大に伴う熱帯林・泥炭湿地開発によるCO<sub>2</sub>排出量が化石燃料によるものを遥かに上回るという報告については「知らなかった」との回答。また、Q5のEUで「2020年までにバイオ燃料の使用を増やす」という方針の見直しが議論されていることについては「参考にしたい」との回答であり、パーム油発電による環境影響について認知が深まれば各企業の事業見直しが進むと期待したい。
- (3) 上記の通り、Q3の「森林や泥炭湿地を開発すれば、CO<sub>2</sub>排出量が化石燃料によるものの8~20倍に達する」という報告（UNEP, 2011）について知らない企業が大半であったが、特に泥炭湿地破壊に関してはCO<sub>2</sub>排出の面で国連を含む国際社会で問題となっており（今年10月のEU議会で「2021年にバイオディーゼルを禁止、2030年にバイオエネルギー停止へ」と決議）、日本企業もこのような動きを参考にするのであれば、パーム油の利用について今後大幅な見直し・停止へと進むことになると考えられる。
- (4) Q4の「調達パーム油が環境を破壊するものでないことの証明方法」に対して、回答企業の全てが「食用油は使用しない」と述べたが、調達ルートや最低環境負荷を問うRSPO認証油やトレサビリティの明確なパーム油を使用しているとの回答は1社にとどまった。Q6の取引先についての回答が得られなかったため各社の具体的な環境配慮についての判断は難しいが、上記1社の様なRSPO認証油使用を厳守・現地確認の実施という姿勢は必須である。
- (5) 上記について、パーム油のトレサビリティは国際的に明らかにされていない事例が大半であるため、各企業は今後パーム油の利用を継続するのであれば、アブラヤシ農園からの流通や販売ルートの現地視察・状況把握を行い、環境負荷がないことを証明する必要がある。

## 【総括】

以上の回答から考察した結果、固定価格買取制度を運用する経済産業省及び資源エネルギー庁は、パーム油を固定価格買取制度の対象から早急に外すことが望ましいと考えられる。